

医療法人設立認可申請手引き

(社団医療法人)

令和7年4月

広島市

◇ 医療法人とは(医療法第39条)

病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下「病院等」という。）の開設を目的として設立される法人であって、広島市長（広島市内でのみ病院等を開設しようとする場合）の認可を受けたものを「医療法人」といいます。

医療法人制度は、医業事業の経営主体が非営利性を損なうことなく法人格を取得することにより、医業の永続性を確保するとともに、資金の集積を容易にし、私人による病院経営の経済的困難を緩和し、医療の普及向上を図ることにあります。

◇ 医療法人の責務(医療法第40条の2)

医療法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その提供する医療の質の向上及びその運営の透明性の確保を図り、その地域における医療の担い手としての役割を積極的に果たすよう努めなければなりません。

「法」：医療法

「令」：医療法施行令

「規則」：医療法施行規則

「要綱」：医療法人運営管理指導要綱（平成2年3月1日健政発第110号）

この手引きは、広島市内のみで病院等を開設する医療法人を設立しようとする方を対象として作成しています。

《問い合わせ先》

広島市健康福祉局保健部 環境衛生課 医務係

電話：(082) 241-1585

第1 医療法人設立認可基準

1 設立認可の申請

広島県医療審議会の開催にあわせ、原則として次のとおり基準日を設定し、受付期間内に設立認可申請書（案）を1部提出すること。（案）にはチェック欄等の必要事項が記入済みである添付書類確認票を添付すること。

広島県医療審議会	基準日（※1）	設立認可申請書（案）の 受付期間（※2）	本提出の期日（※3）
第1回（8月開催）	2月末日	5月18日～5月31日	7月10日
第2回（2月開催）	7月31日	10月18日～10月31日	12月10日

（※1）新たな借入や医療機器の購入等により資産状況に大きな変動が生じた場合、基準日はそれ以降に設定すること。

（※2）受付期間は、土曜日、日曜日、休日を除く。

（※3）本提出の期日については、広島県医療審議会法人部会の日程を勘案し、変更する必要がある場合は、申請書（案）の受付後に連絡する。なお、本提出後の審査においても不備がある場合は修正を求めることがあるので、速やかに対応すること。

2 設立前の運営実績

収支予算書の妥当性が確認できる程度の運営実績（基準日現在で1年以上）があること。

ただし、介護老人保健施設を運営するために医療法人を設立する場合には、運営実績によらず、整備運営事業者として選定されていること。

3 医療法人の名称

広島県内に主たる事務所を有する既存の医療法人の名称と同一表記でないことが望ましい。

4 社員

（1）社員は3名以上であること。また、自然人であること。

（2）社員は社員総会において法人運営の重要事項についての議決権及び選挙権を行使する者であり、実際に法人の意思決定に参画できないものが名目的に社員に選任されていることは適正ではない。（要綱）

（3）未成年者でも、自分の意思で議決権が行使できる程度の弁別能力を有していれば（義務教育終了程度の者）社員になることができる。（要綱）

5 役員

（1）理事3人以上、監事1人以上であること。（法第46条の5第1項）

（2）役員資格

ア 欠格事項（法第46条の5第5項）に該当しないこと。

- ① 精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - ② 医療法、医師法、歯科医師法その他医事に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - ③ ②に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 医療法人と関係のある特定の営利法人（メディカル・サービス法人、医療法人が開設する医療施設の土地・建物を所有する法人等）の役職員ではないこと。（要綱）
 - ウ 未成年者でないこと。
 - エ 自然人であること。（要綱）
- (3) 医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者は、理事に加えること。（法第46条の5）
- (4) 理事長
- ア 医師又は歯科医師である理事の中から選出すること。（法第46条の6）
 - イ 原則として、他の医療法人の理事長でないこと。
- (5) 監事
- ア 監事は、理事及び医療法人の職員（当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。（法第46条の5、要綱）
 - イ 病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人では、他の役員と親族等の特殊の関係がある者ではないこと。（要綱）診療所を開設する医療法人においても同様であること。
 - ウ 監事は医療法人の会計・税務に関与している者でないことが望ましい。
 - エ 監事が医療法人の会計・税務に関与している者（又は会計・税務に関与している会社の者）である場合、当該者（会社）は医療法人と取引関係・顧問関係にあるため、医療法人の社員となるべきではない。

6 資産要件等

医療法人は、開設する病院等の業務を行うために必要な施設、設備又は資金を有しなければならない。（規則第30条の34）

医療法人の設立にあつては、それに見合った拠出又は寄附が必要である。

*拠出した額を拠出者に返還する場合は基金、返還しない場合は寄附

(1) 不動産

ア 医療法人の土地、建物等は法人が所有するものであることが望ましいが、賃貸借による場合でも当該契約が長期間（10年以上）にわたるもので、かつ、確実なものであると認められる場合には差し支えない。

ただし、土地、建物を医療法人の理事長又はその親族等以外の第三者から賃借する場合には、当該土地、建物について賃貸借登記をすることが望ましい。（「医療法人制度について」平成19年3月30日付医政発第0330049号）

イ 理事長等役員又は役員の親族等特別な関係にある者から賃借する場合には、客観的な評価（固定資産税算定に係る評価額、不動産鑑定士による評価額等）に基づき、適正な賃借料が定められていること。また、住居部分については賃借できない。

ウ 医療法人が所有する不動産を賃貸することはできない。

（2）動産

ア 医療機械器具、什器備品、薬品衛生材料等については、抛却又は寄付をすることが望ましいが、事後買取やリースも認められる。

イ 個人的な財産（医師会や歯科医師会の入会金、役員の自宅や事業用途でない車両など）の抛却は認められない。

（3）負債

ア 抛却した財産の取得時に発生した負債は引き継ぐことができるが、借入日より後に支払いを行っている必要がある。この場合、引き継ぐ負債額は、その財産の抛却額を超えないこと。

※ 前払費用（資金を借入する前に個人が立て替えて支払ったもの等）については、負債として引き継ぐことができない。

イ 診療所の運営において経常的に必要とされる資金（以下「運転資金」という。）に係る借入金は引き継ぐことができない。

（4）運転資金の確保

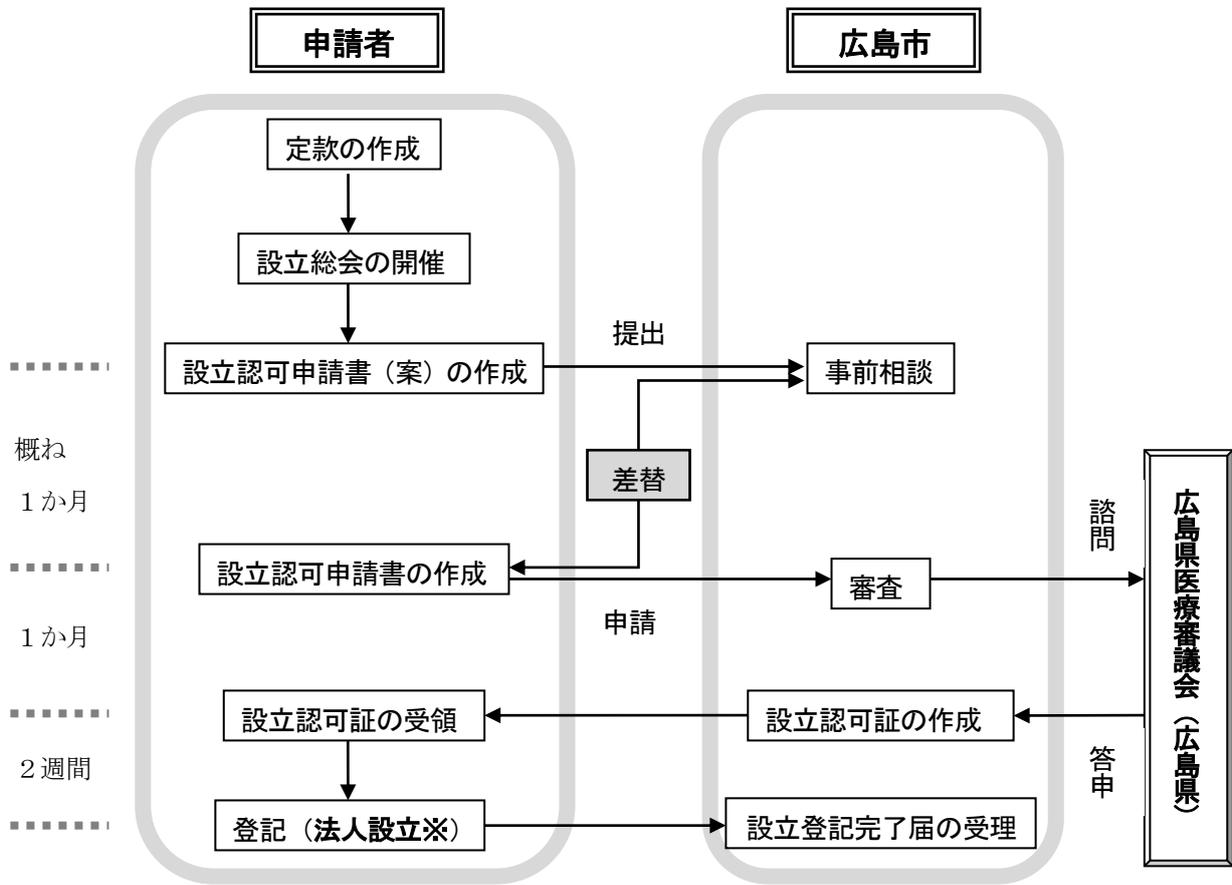
抛却される現預金、医業未収金及び薬品衛生材料の合計額が、初年度収支予算書における支出予算額の2か月分を上回ること。

7 収支予算

前年度実績から判断して、妥当なものであること。

介護老人保健施設及び介護医療院を経営するために医療法人を設立する場合には、整備運営事業者の応募時に提出した設置計画書と同じものであること。

医療法人設立までのながれ



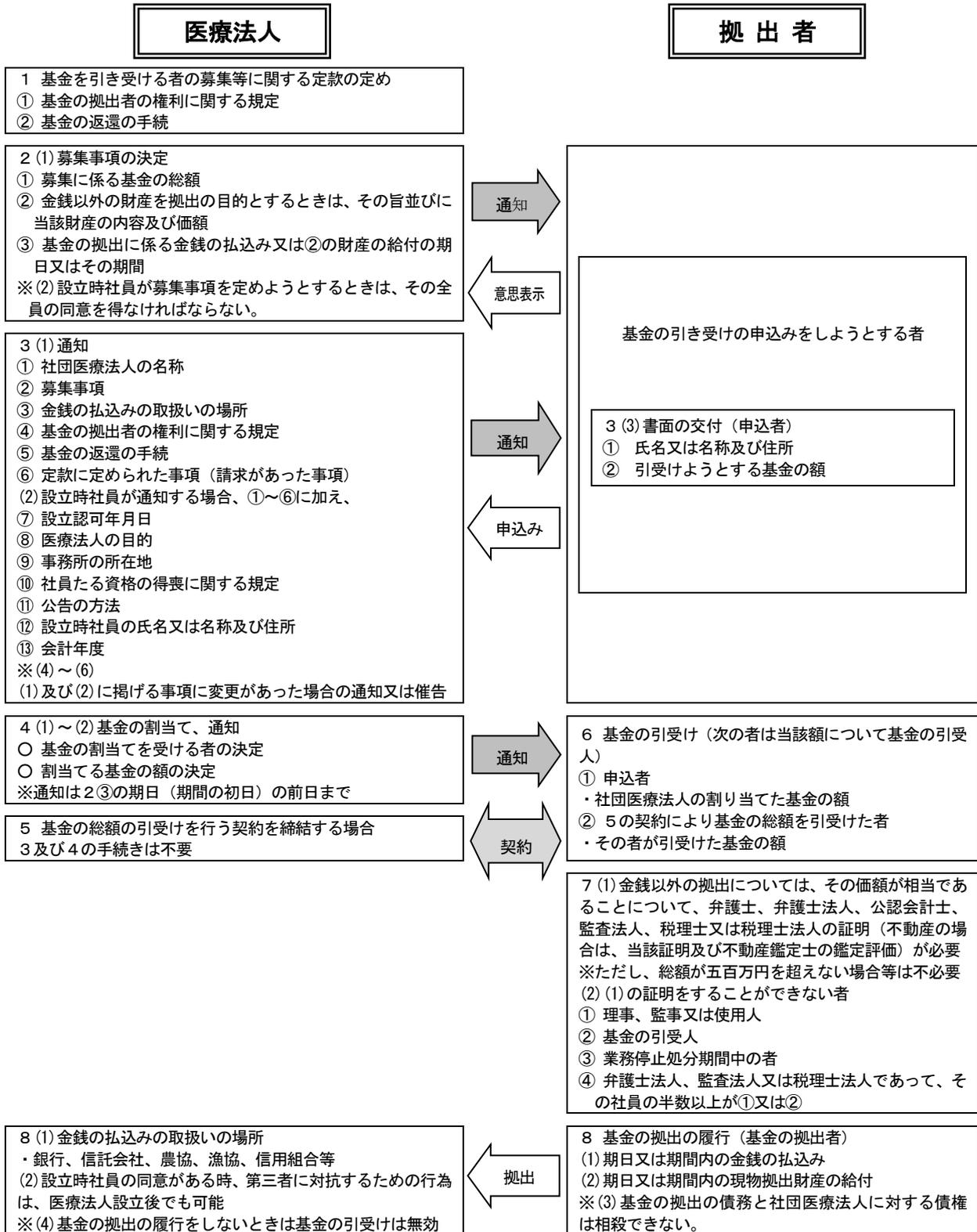
※ 医療法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。(法第43条)

8 基金制度の利用

持分の定めのない社団医療法人は、資金の調達手段として基金制度を採用することができる。
(規則第30条の37)

基金の手続きのながれ

「医療法人の基金について」(平成19年医政発第0330051号)



第2 設立認可申請書類について

1 作成上の注意

- (1) 用紙は日本工業規格A4判を用い、横書き左綴じとしてください。なお、用紙の左端は、綴じ代として2cm以上空けてください。
- (2) 使用文字は、原則として常用漢字を使用してください。
- (3) 提出する書類がA4判より小さい場合は台紙に貼付してください。
- (4) A4判より大きい書類は、A4判の大きさに折りたたんでください。
- (5) 設立総会議事録の写しを添付する場合には、設立代表者による原本に相違無い旨の証明（記名押印（実印）又は署名）が必要です。
- (6) 本申請の書類は3部（正本1部、副本2部）提出してください。

2 添付書類

次ページ「添付書類確認票」の番号順に綴じてください。

なお、事前相談及び本提出後に、追加書類の提出を求められることがあります。